

【県外学校用（専攻科）】

公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、**生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が下記の要件を満たす世帯**を対象に、公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）
（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が給付要件相当となる世帯を含みます。※詳しくは家計急変のリーフレット等で確認できます。）

1 給付対象となる世帯（給付要件）

令和7年7月1日現在で、次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

- 生徒が公立の高等学校又は中等教育学校（後期課程）の専攻科に在学していること。
- 生計維持者が岩手県内に居住していること。
※生計維持者が県外に居住している場合は生計維持者の居住地の都道府県に申請することとなります。
各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
※生計維持者が父母以外の場合は必ず御確認ください。
- 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が次のいずれかの区分に該当する世帯。
 - 非課税である世帯
 - 105,500円未満である世帯（Aを除く。）
 - 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（A及びBを除く。）※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

2 生徒一人当たりの支給額

対象者	国公立（年額）	（参考）
		私立（年額）
A 非課税世帯	50,500円	52,100円
I 105,500円未満である世帯（Aを除く）	10,100円	10,420円
U 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（A及びBを除く。）		

※新入生の生計維持者で、前倒し給付を受けている方は、年額から既に給付されている給付額を差し引いた額を給付します。前倒し給付を申請しなかった方や給付の対象とならなかった方で、今回の申請で給付対象となる場合は年額が給付されます。

<申請書類の送付先>

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当
電話 019-629-6109

3 申請手続き

次の書類を令和7年9月30日（火）までに郵送により提出してください。

(1) 必ず提出する書類

- ① 専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- ② 在学証明書（様式第2号）
- ③ 振込口座届（様式第5号）

（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※申請者本人名義の口座を記載してください。

【注意事項】

受給資格の判定にあたって、住民税の情報による所得確認が必要になります。事前に確定申告や年末調整の手続きが必要ですので、ご注意ください。

また、確定申告や年末調整が不要の方も、所得確認のため、市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合がありますので、必要に応じ、居住している市町村等にご確認ください。

(2) 認定区分に応じて提出する書類

対象者	提出書類
○2の表のア又はイに該当する世帯	① 次のいずれかの書類 ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者全員のマイナンバーカードの写しその他の書類 ・生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・納税義務者用の特別徴収額決定通知書・広域振興局等が交付する生活保護受給者証明書 等）
○2の表のウに該当する世帯 ※2	① 次のいずれかの書類 ※1 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者全員のマイナンバーカードの写しその他の書類 ・生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・納税義務者用の特別徴収額決定通知書・広域振興局等が交付する生活保護受給者証明書 等）
	② （扶養親族人数を確認するための）生計維持者全員のマイナンバーカードの写し等又は扶養親族の記載が省略されていない課税証明等【①で提出する場合は不要】
	③ 扶養親族申告書（参考様式-6）
○家計急変により2の表のア～ウに相当する世帯 （家計急変者向けのリーフレットもありますので詳しくはそちらもご確認ください。）	① 生計維持者の家計急変の発生事由を証明できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出） ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の給与証明書（参考様式-5）・直近の給与明細（3か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書等） ③ 生計維持者の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養誓約書（参考様式-6）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ※ 2の表のウに該当する場合は必ず扶養親族申告書（参考様式-6）の提出が必要です。

※1 「所得確認のための提出書類一覧表」により対象書類を確認し提出してください。

※2 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等も扶養親族の合計に含みます。その場合に必要添付書類は、扶養親族申告書（参考様式-6）等に記載されておりますのでご確認ください。また、基準日以降に新たに子が出生等し、要件を満たす場合も給付対象となります。その場合は、随時申請を受付けます。（支給額は子が出生等した月により異なります。）

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、令和7年10月下旬を目途に届出の口座に振込みます。

※ 事務処理の都合上、給付が11月以降となる場合もございますので、ご了承ください。

5 その他

- (1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。
- (2) 新入生を対象とした前倒し給付に申請しなかった方や給付対象とならなかった方も、申請することができます。
- (3) 災害等により制服が破損・毀損し、再度制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。 詳細を知りたい方や、申請を希望する方は担当者までご相談ください。